

テクニカルショウヨコハマ2020広告掲載募集要綱

1 申込資格者

テクニカルショウヨコハマ2020出展者及びテクニカルショウヨコハマ事務局が掲載を認めた者。

2 広告掲載媒体、募集数(仕様の詳細は、別途「テクニカルショウヨコハマ2020広告メニュー」による)

(1) DMリーフレット広告 (※先着4社まで)

主催者、出展者より発送する開催案内DMリーフレット広告枠への企業情報掲載

金額: 30,000円(税抜き) * 消費税については、請求時の消費税率を適用いたします。

発送期間: 令和元年12月中旬～令和2年1月下旬

発送部数: 250,000部(予定)

(2) テクニカルショウヨコハマ2020公式HPバナー広告

(※スペースに限りがありますので、先着順となります)

テクニカルショウヨコハマ2020公式HPへのバナー設置

金額: 30,000円(税抜き) * 消費税については、開催期間中の消費税率を適用いたします。(以下、同様)

設置期間: 広告掲載決定後～令和2年3月末

(3) テクニカルショウヨコハマ2020公式HP「Pick Up企業」案内サービス

(※スペースに限りがありますので、先着順となります)

テクニカルショウヨコハマ2020公式HP特設ページへの企業紹介掲載

および、主催者事務局が配信する来場案内メールに「PickUp企業」として企業情報掲載

金額: 30,000円(税抜き)

掲載期間: 広告掲載決定後～令和2年3月末

(4) 外装広告 (※先着4社まで)

パシフィコ横浜コンコースに設置する展示会場案内サイン広告枠への企業情報掲載

金額: 30,000円(税抜き)

設置期間: 令和2年2月5日～7日

(5) 会場配布案内図広告

(※スペースに限りがありますので、先着順となります)

会期中、会場入口にて配架する会場配布案内図広告枠への企業情報掲載

金額: 30,000円(税抜き)

配架期間: 令和2年2月5日～7日

○ 広告掲載料の割引

下記メニューの組み合わせにおいて、それぞれ総額から20%を割引いたします。

- ・パッケージプラン① 「バナー広告掲載」、「Pick Up 企業」案内サービスの組み合わせ

金額: 48,000円(税抜き) (12,000円の割引)

- ・パッケージプラン② 「外装広告」、「会場配布案内図広告」の組み合わせ

金額: 48,000円(税抜き) (12,000円の割引)

3 広告掲載申込み

- (1) 申込期限: 令和元年11月29日(金)まで ※DMリーフレットは令和元年10月31日(木)まで
- (2) 申込方法: 別紙「テクニカルショウヨコハマ2020広告掲載申込書」に必要事項を記載のうえ、FAX、郵便、または電子メールにて申込みください。
- (3) 申込先: (公財)神奈川産業振興センター テクニカルショウヨコハマ事務局
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階
電話 045-633-5170 FAX 045-633-5068 E-mail info@tech-yokohama.jp

4 原稿提出締切

令和元年12月13日(金)まで ※DMリーフレットは令和元年10月31日(木)まで

5 広告掲載の内容

広告掲載企業の会社概要、事業内容等。なお、事務局が適切でないと判断する広告については、掲載することができません。

また、神奈川県広告掲載要綱及び横浜市広告掲載要綱に抵触するものについても、掲載することができません。

6 広告掲載料金に含まれる経費

手直しが無い、完全版下、または完全データによる広告掲載となります。(原則、Adobe illustrator CS3となります)なお、不完全な版下、または不完全データによる広告制作、加工・修正、写真等の素材の提供が発生した場合、別途費用が発生いたします。

7 広告掲載場所の決定

原則、申込順といたします。

8 申込時の注意事項

広告原稿は、完全版下、または完全データに限ります。入稿するデータは、原則、Adobe illustrator CS3といたします。やむを得ずその他データで、入稿する場合は、事前にご相談ください。

9 広告掲載料の納入、取り消し、キャンセル料

広告掲載料は、掲載確定後、事務局からご請求いたしますので、指定の期日までにお振り込みください。振込手数料については、広告掲載企業等がご負担ください。

広告掲載申込期限以降の広告掲載の取り消しについては、キャンセル料として広告掲載料100%を申し受けます。

10 不可抗力等による広告掲載中止の場合

事務局は、地震、火災等の天災あるいは不可抗力により、各種制作物及び広告掲載が不可能となった場合、広告掲載料から必要な経費を差し引いた金額を返却いたします。

なお、広告掲載企業等が要した費用については補償いたしません。